



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年8月9日金曜日 第28号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 312
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等 (4件)..... (") ... 313
 保安林の指定施業要件要件を変更する旨の通知..... (森林整備課) ... 315
 公共測量の実施の通知 (3件)..... (道路維持課) ... 315
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局環境保全課) ... 316
 道路の供用開始 (県道落合久万線)..... (東予地方局管理課) ... 317
 道路の区域変更 (県道横浜生名港線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 317
 道路の供用開始 (県道森松重信線)..... (中予地方局管理課) ... 318
 開発行為に関する工事の完了 (2件)..... (中予地方局建築指導課) ... 318
 落札者等の告示..... (警察本部会計課) ... 318

公 告

消防防災ヘリコプター定期点検、耐空検査及び無線検査等の委託..... (消防防災安全課) ... 318

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第404号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年8月9日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
DCMダイキ宇和島北店	宇和島市伊吹町カネツキ田1263番 外	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	4,500平方メートル	4,966平方メートル	令和2年3月23日	令和元年7月22日
		駐車場の収容台数	100台	130台		
		駐輪場の位置及び収容台数	20台	65台		
		荷さばき施設の位置及び面積	45.0平方メートル	145.0平方メートル		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	27.5立方メートル	68.0立方メートル		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前9時から午後7時30分まで	午前7時30分から午後10時まで		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後8時まで	午前7時から午後10時30分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前9時から午後4時まで	午前6時から午後7時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第405号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

令和元年 8 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ダイレックス今治店	今治市北鳥生町四丁目390番 1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	第一リース株式会社 代表取締役 遠藤 経雄	第一リース株式会社 代表取締役 長津 克司	令和元年 6月26日	令和元年 7月26日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	令和元年 5月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第406号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

令和元年 8 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ダイレックス土橋店	新居浜市土橋一丁目1359番 1 外	大規模小売店舗の名称	(仮称)ダイレックス土橋店	ダイレックス土橋店	平成31年 2月27日	令和元年 7月26日
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	第一リース株式会社 代表取締役 遠藤 経雄	第一リース株式会社 代表取締役 長津 克司	令和元年 6月26日	

	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 真方 宏司	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	令和元年 5月1日
--	---------------------------	------------------------------	------------------------------	--------------

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第407号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年 8 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
ホームセンターコーナン 松山三津浜店	松山市大可賀三丁目 670番11 他	大規模小売店舗を設置する者	コスモ松山石油株式会社 代表取締役 吉田 昌史	コスモ松山石油株式会社 代表取締役 角 満夫	令和元年 6月21日	令和元年 7月25日
			コスモ松山石油株式会社 代表取締役 角 満夫	コスモ松山石油株式会社 代表取締役 角 満夫 コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太郎	令和2年 3月26日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 耕造	コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太郎	平成25年 11月13日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第408号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年8月9日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
ホームセンターコーナン 松山三津浜店	松山市大可賀三丁目 670番11 他	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	8,568平方メートル	11,806平方メートル	令和2年 3月26日	令和元年 7月25日
		駐車場の位置及び収容台数	683台	345台		
		駐輪場の位置及び収容台数	40台	56台		
		荷さばき施設の位置及び面積	265平方メートル	187平方メートル		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	72立方メートル	44立方メートル		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前7時	午前6時30分		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時30分から午後9時30分まで	午前6時から午後9時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第409号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年8月9日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第410号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、宇和島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年8月9日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 公共測量（数値地形図データ修正 地図情報レベル2500）

2 作業期間 令和元年7月26日から

令和2年3月10日まで

3 作業地域 宇和島市一円

○愛媛県告示第411号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、道前平野農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年8月9日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 公共測量（基準点測量）

2 作業期間 令和元年7月30日から

令和2年1月31日まで

3 作業地域 愛媛県西条市周布・吉田・丹原町田野上方地内

○愛媛県告示第412号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、道前平野農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年 8 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和元年 6 月12日から
令和 2 年 1 月 7 日まで
- 3 作業地域 愛媛県西条市宮之内地内

○愛媛県告示第413号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和元年 8 月 9 日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
日本ケッチェン株式会社
東京都港区芝浦一丁目2番1号
代表取締役社長 大場 浩正
- 2 事業場の名称及び所在地
日本ケッチェン株式会社新居浜事業所
新居浜市磯浦町17番4号
- 3 特定施設に関する事項
TMスクラバー

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第27号「ル 湿式集じん施設」	
特定施設の能力	1分間当たり50ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	令和元年10月31日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	12時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	あ り （年間30日程度）	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 4～7 最大 1～7
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1以下 最大 1以下
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1以下 最大 1以下
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1以下 最大 1以下

りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 0.3 最大 0.3

備考 汚水等は、原料の溶解用水として反応槽に返送して再利用する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) スクラバー排水中和槽

設 置 年 月 日	平成19年10月31日		
処 理 施 設 の 種 類	化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和設備		
処 理 施 設 の 構 造	鋼板製及び内面FRP製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 2.8メートル 横 6.2メートル 高さ 3.5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり3,600立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3～8 最大 2～9	通常 6～8 最大 5～9
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 55 最大 105	通常 55 最大 105
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 31 最大 62	通常 31 最大 62
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 16 最大 53	通常 16 最大 53
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1,345 最大 1,575	通常 1,345 最大 1,575	

備考 汚水等は、処理槽にて処理する。

(2) 処理槽

設 置 年 月 日	平成28年 1 月15日
処 理 施 設 の 種 類	化学的処理

処理施設の型式	水平流式		
処理施設の構造	FRP製		
処理施設の主要寸法	直径3.2メートル 高さ8メートル 直径3.2メートル 高さ7.4メートル		
処理施設の能力	1日当たり7,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	酸化処理及び中和処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 5~9	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 28 最大 51	通常 12 最大 17
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 42 最大 62	通常 40 最大 60
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 114	通常 8 最大 33

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	1以下	通常	1以下
	最大	1以下	最大	1以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	2,760	通常	2,760
	最大	3,365	最大	3,365

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.4 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11.9 最大 16.9
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 33
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	1以下
	最大	1以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	2,850
	最大	3,480

○愛媛県告示第414号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年8月9日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	落合久万線	西条市丹原町鞍瀬甲316番3	令和元年8月9日

○愛媛県告示第415号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年8月9日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	横浜生名港線	越智郡上島町生名266番2から同町生名638番1地先まで	旧	メートル 5.3~13.0	キロメートル 0.678	
		及 び 越智郡上島町生名266番2から同町生名638番1地先まで		5.2~40.8		
		越智郡上島町生名266番2から同町生名638番1地先まで	新	5.2~40.8	0.605	

○愛媛県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 8 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	森松重信線	松山市森松町167番6から 同町150番5まで	令和元年 8 月 9 日

○愛媛県告示第417号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年 8 月 9 日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
元中局建（開）第19号 令和元年 8 月 2 日	伊予市森字鹿島甲682番3、甲685番2	伊予市尾崎7番地1 コーストアヴェニューB棟201号 染 次 剛

○愛媛県告示第418号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年 8 月 9 日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
元中局建（開）第20号 令和元年 8 月 2 日	伊予郡松前町大字北川原字原端1002番3、1002番4	松山市北土居5丁目6番20号 プライムボォウレジデンスC102号 山 本 潤 一

○愛媛県告示第419号

次のとおり落札者を決定した。

令和元年 8 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
情報通信ネットワークシステムの 賃貸借及び通信回線サービスの調達	愛媛県警察本部警 務部会計課 愛媛県松山市南堀 端町2番地2	令和元年 6 月 19 日	日本通信ネットワーク 株式会社 東京都千代田区有楽町 一丁目7番1号	168,277,626円	一般競争入札	令和元年 5 月 10 日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年 8 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

消防防災ヘリコプター定期点検、耐空検査及び無線検査等の
委託

(2) 委託業務名及び数量

令和元年度愛媛県消防防災ヘリコプター定期点検、耐空検査
及び無線検査等業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

契約の日から令和2年3月17日まで

(5) 委託業務の履行場所

仕様書による。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29年度、平成30年度及び平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請日から開札日までの間、知事が行う資格停止の期間中でない者であること。
- (3) 点検の開始日までに点検できる体制が整備されていることを証明した者であること。証明に当たっては、「川崎式B K 117C - 2型」と同機種を、国内において点検整備した実績等を証明する書類又は「川崎式B K 117C - 2型」について航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第36条に規定する事業場認定を受けた者であることを証明する書類（事業認定書（写）等）を提示するとともに、明確な方法により行うこと。
- (4) 本件業務の技術上の確認を行う整備士に係る航空法（昭和27年法律第231号）第23条の規定に基づく証明書類（別紙1）をアに掲げる期間までにイに掲げる場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出した者であること。

ア 公告日から令和元年9月4日（水）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）。なお、郵送による場合にあっては、同日の午後5時15分までにイに掲げる場所に必着のこと。

イ 受付場所

愛媛県民環境部防災局消防防災安全課消防係
（愛媛県庁舎第一別館3階）
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 089 - 941 - 2111（代表）089 - 912 - 2316（直通）

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県民環境部防災局消防防災安全課消防係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 089 - 941 - 2111（代表） 089 - 912 - 2316（直通）
- (2) 入札書の受領期限
令和元年9月19日（木）午後2時00分
- (3) 入札説明書の交付方法
⑴に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和元年9月19日（木）午後2時00分
愛媛県庁舎第二別館3階 県民環境部会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が必要と認めた場合、この公告に示した業務を受託できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を受託できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Periodical Inspection for Ehime Prefectural Rescue Helicopter
Periodic Inspection , etc
Airworthiness Inspection
Radio Transmission Inspection
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m . , 19 September 2019
- (3) For further information , please contact: Fire Prevention ,
Traffic Safety , Fire and Disaster Prevention Division , Disaster
Prevention Subdepartment , Public Affairs and Environment
Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2
Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel: 089 912 2316